

西東京市にお住いの保護者の方へ

令和7年度西東京市私立幼稚園等入園料等補助金について

1. 制度趣旨

幼稚園等に入園する際に経済的な負担となる費用(入園料等)について補助する制度です。これにより、幼稚園等に児童を通園させる保護者の経済的な負担の軽減を図り、児童が希望する施設に入所しやすい環境を整備していきます。

2. 補助内容

項目	説明
対象となる方	<p>令和7年度入園児童の保護者のうち、以下(ア),(イ)の要件のいずれかまたは両方を満たす世帯*1</p> <p>(ア) 市民税所得割額(世帯全員の合計)が、123,000円未満の世帯(世帯年収目安:約500万円)*2</p> <p>(イ) 小学校3年生までのお子様で、年齢が一番上のお子様を第1子として数えて、入園予定児童が第3子以降の場合</p>
補助金額	35,000円
対象となる経費	<p>(1) 入園料、入園準備金、入園が決定した幼稚園等の選考料</p> <p>(2) 幼稚園等入園時にかかる園児全員が購入する物品に対する購入費用 例 幼稚園指定の制服、園帽や通園バッグ等</p>
対象となる入園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立幼稚園(私学助成園・新制度園) ・ 認定こども園 ・ 私立幼稚園類似施設 ・ 無認可幼児施設

*1…入園児童について、西東京市から過去に本補助金の交付を受けている場合や、入園施設の入園にあたり他の市区町村等から同趣旨の補助金の交付を受けている場合は、対象外です。

*2…市民税所得割額は、税額控除(調整控除を除く)適用前の額を算定基準とし、4月～6月入園児は令和6年度、7月～3月入園児は令和7年度の所得割額に基づきます。

3. 提出書類

- (1) 令和7年度西東京市私立幼稚園等入園料等補助金交付申請書兼請求書
- (2) 申請書の各添付書類(本人確認書類の写し、その他)※詳細は2ページ目

4. 提出期限・交付予定日

- ① 4月～9月入園児：随時提出【最終期限:令和7年9月19日(金)】 → 随時入金予定
- ② 10月～翌3月入園児：随時提出【最終期限:令和8年3月19日(木)】 → 随時入金予定

※具体的な入金日は、決定後、申請者に通知いたします。

※保育所等と併願している場合や、入園施設等が未確定の場合、入園日時点で市民でない可能性がある場合には、市民として入園することが確定してから申請してください。

5. 提出方法

窓口持参または郵送

【提出先】〒188-8666 西東京市南町5-6-13 幼児教育・保育課 給付係

6.添付書類

	該当する方	必要な書類
必須	申請者全員	<p>本人確認書類(次から1点または2点) *直接持参の場合は、窓口での提示のみで足りります。</p> <p>1点で確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード表面のコピー ・官公署発行の顔写真付き証明書*(運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳等)のコピー <p>※氏名、生年月日または住所が記載されたもの</p> <p>2点で確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険被保険者証のコピー ・年金手帳のコピー(氏名・生年月日等が記載されているページ) ・児童扶養手当証書のコピー ・特別児童扶養手当証書のコピー ・官公署発行の氏名、生年月日または住所が記載されている書類のコピー
該当する場合のみ ※	令和6年1月1日時点で 市外在住だった方	<p>課税証明書または非課税証明書(保護者全員分) *市民税課のほか、保谷庁舎総合窓口や各出張所、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスにて発行いただけます。</p>
	令和6年1月1日時点で 海外在住だった方	<p>給与証明書 *令和6年1月1日時点で海外にいた方は、課税(非課税)情報の公募確認ができないため、勤務先等から交付を受けて提出してください。 *証明は、海外での支払い分・国内での支払い分それぞれの給与証明が必要です。</p> <p>以下により確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月1日～令和5年12月31日の間に支払われた給与・控除等の証明書

※7月～3月入園の場合は、以下のとおり読み替えてください。

「令和6年1月1日時点」 → 「令和7年1月1日時点」

「令和5年1月1日～令和5年12月31日の間に」 → 「令和6年1月1日～令和6年12月31日の間に」

7.注意事項

- (1) 西東京市個人情報保護条例等により、お問い合わせ内容によっては、電話での対応をお断りする場合がございます。ご本人確認ができるものをお持ちいただければ、窓口での対応は可能です。
- (2) 申請書は郵送でもお受けしますが、郵送により発生した問題に関しては、市では責任を負いかねますので予めご了承ください。
- (3) 記入内容に不備がある場合、支払い時期が遅れる場合がありますので、誤りや記載漏れ等がないか十分に確認した上で、ご提出いただきますようお願いいたします。
- (4) **提出後に入園を辞退した場合や、入園前に西東京市外へ転出した場合は、個別にご連絡ください。**
入金後の場合は、原則返金の対象となりますので、別途返金手続きについてご案内いたします。

8.領収書等の保管・発行について

入金後、実績報告書の提出を依頼いたします。

その際に、対象経費(入園料や物品購入費等)を支払ったことが分かるもの(領収書等)を提出いただきますので、必ずすべての領収書等について保管をお願いします。

なお、支払い時に領収書等が発行されない場合には、個別に園や事業者へ発行をお願いしてください。

【問合せ先】

西東京市 幼児教育・保育課 給付係

直通:042-497-4926 アドレス:hoiku@city.nishitokyo.lg.jp